

## 小樽市健康増進計画推進委員会設置要綱

制 定 平成27年5月20日

(設置)

第1条 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定に基づく健康増進計画として策定した小樽市健康増進計画の推進のため、小樽市健康増進計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議等を行う。

- (1) 小樽市健康増進計画の各種事業の計画策定、評価に関すること。
- (2) 小樽市健康増進計画の施策の実施及び推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療団体の推薦を受けた者
- (2) 経済団体の推薦を受けた者
- (3) 地域団体の推薦を受けた者
- (4) 健康づくりに関し学識経験を有する者
- (5) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、それぞれの委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が召集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員（議長である委員を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の会議への出席)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健所において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年 5月20日から施行する

この要綱は、令和 2年12月14日から施行する